

令和3年度  
地域密着型サービス事業者募集要項  
(認知症対応型共同生活介護)

## 1 募集の趣旨

川棚町では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、第8期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの提供を計画する事業者を公募により選定します。

## 2 募集する地域密着型サービス

種 類	日常生活圏域	整 備 数	事業開始年度
認知症対応型共同生活介護	川棚町内全域	1ユニット	令和4年度

## 3 募集資格

募集に参加できる事業者は、次に掲げる事項をすべて満たす事業者とします。

- (1) 法人であること。
- (2) 関係法令の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。
  - ① 介護保険法（平成9年法律第123号）
  - ② 川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ③ 川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
  - ④ 川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
  - ⑤ 川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則
- (3) 介護保険事業を実施している場合は、次の①から⑥のとおり適正に行っていること。
  - ① 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査及び実地指導において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。
  - ② 新規整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと。（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）
  - ③ 経営状況に問題がないこと。
  - ④ 法人町民税等を滞納していないこと。
  - ⑤ 介護保険法第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第2項第4号から第12号に該当しない法人であること。
  - ⑥ 法人の代表者若しくは役員又は管理予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。また、法人又は事務所の運営にあたって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定に定める者の支配を受けておらず、今後も受けないこと。
- (4) 令和4年度内に開設することができること。

## 4 選定方法等

- (1) 事業候補者の選定方法
  - ① 事業候補者の選定は、書類審査及び川棚町地域密着型サービス運営委員会（川棚町介護保険運営協議会）の意見を踏まえ、町長が決定する。
  - ② 審査方法は、書類審査、ヒアリング等により行う。  
※ヒアリングは実施しない場合があります。ヒアリングを実施する場合は、事前に日時・場所・ヒ

アリング内容等を事業候補者へ通知します。

- ③ 事業候補者の応募がない場合、あるいは事業候補者が決定しなかった場合は、再度募集を行うことがある。
- ④ 書類審査は、別紙の「地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護）審査項目一覧」により行う。

(2) 主な審査の視点

- ① 基本方針（法人の理念・認知症ケアに対する考え方等について）
- ② 事業運営、資金調達等
- ③ サービスの提供内容
- ④ 地域との連携
- ⑤ 事故防止、防災、安全対策等
- ⑥ 職員の配置及び職員の育成等

(3) 選定結果の通知

選定結果の通知は、すべての応募者に文書にて通知します。ただし、個別の審査内容等については、公表しません。（選定された事業所については、事業者名・整備予定地などを町ホームページで公表する場合があります。）

## 5 指定までのスケジュール

No.	期 間 等	内 容
1	令和3年11月19日(金)17:00まで (11月26日(金)までに回答)	・ 質問及び回答 ※質問内容を簡潔にまとめ、FAX又は電子メールにより提出。
2	令和3年11月10日(月)～12月3日(金) ※土日を除く。受付時間は8:30～17:15	・ 受付 ※受付期間外の受付は行いません。
3	令和3年12月6日(月)～12月10日(金)	・ 審査 ※提出された書類について、不備がないか等の審査を行います。
4	令和3年12月中旬まで	・ ヒアリング ※書類審査の結果次第で実施します。実施する場合は、該当事業所には文書にて通知します。
5	令和3年12月下旬まで	・ 地域密着型サービス運営委員会への意見聴取
6	令和3年12月下旬	・ 選定結果の通知 ※指定予定事業者としての通知
7	令和4年4月以降	・ 指定予定事業所と協議のうえ施設整備開始
8	令和4年度中	・ 施設整備完了後、指定手続き。(申請書提出等) ・ 地域密着型サービス運営委員会での指定に関する審議 ・ 指定書発送

※上記No.3以降については、多少前後する可能性がありますので予めご了承ください。

## 6 提出及び添付書類

応募する事業者は、期限内に下記の書類を提出して下さい。

提出書類一覧表				
整理番号	様式	項目	必須	添付書類等
1	様式第1号	地域密着型サービス事業者公募申込書	○	定款、法人登記簿謄本、法人町民税の納税証明書
2	様式第2号	法人代表者経歴書	○	受講済みの場合 ⇒修了書の写し
3	様式第3号	管理者の経歴書	○	受講済みの場合 ⇒修了書の写し
4	様式第4号	誓約書	○	
5	様式第5号	事業運営実績一覧表	○	ない場合でも表中に「なし」と記載して提出
6	様式第6号	過去の指導状況一覧表	○	ない場合でも表中に「なし」と記載して提出
7	様式第7号	事業計画書	○	パンフレット等※事業運営の基本的な考え方、運営方針等がわかる資料 地域連携計画書等 ・土地建物登記簿謄本 ・土地売買（賃貸借）契約書の写し ・建物売買（賃貸借）契約書の写し ・公図、案内図、現況写真 ・図面（配置図、平面図） ・工程表 ・説明会案内文書、説明会資料等あれば添付
8	様式第8号	辞退職	△	辞退する場合のみ提出
9	様式第9号	質問票	△	質問がある場合のみ提出

※必須項目に○があるものは必ず提出すること。△は必要に応じて提出すること。なお、必須のものでも特別の理由により提出できないものがあれば事前に相談すること。

※添付書類については、事業所独自の様式で可です。

## 7 提出期限

令和3年11月26日（金）まで

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。（土日を除く。）

## 8 提出部数

正本 1 部 副本 4 部 合計 5 部

※様式番号順に整理し、ファイル等に綴じて提出すること。

※添付資料は、各様式の後に綴じ込み、綴じ込むことができないものは、別途封筒などに入れて提出すること。

## 9 提出方法

窓口直接提出又は郵送

※郵送で提出する場合は、上記期限までに必着のこと。

## 10 提出先（問い合わせ）

〒859-3692

長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1

川棚町役場 健康推進課 介護保険係 担当：後田

TEL：0956-82-3131（内線316） FAX：0956-82-3134